

報告日：

2022年3月9日

## 令和3年度「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書

## 表紙（概要）

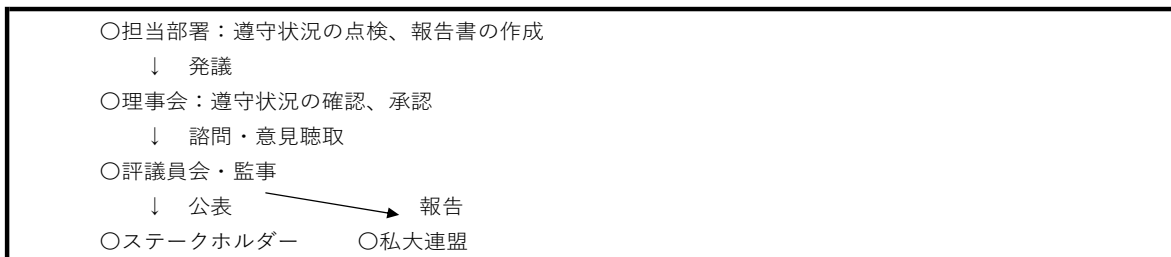
## 1. 法人名等

法人名	学校法人東京国際大学
法人代表者	理事長・総長 倉田信靖
担当部署	法人本部
お問合せ先	03-3362-9641

## 2. 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
I. 自律性の確保	遵守	1-1	①「遵守」
II. 公共性の確保	遵守	2-1	①「遵守」
		2-2	①「遵守」
III. 信頼性・ 透明性の確保	遵守	3-1	①「遵守」
		3-2	①「遵守」
		3-3	①「遵守」
IV. 継続性の確保	遵守	4-1	①「遵守」
		4-2	①「遵守」

## 3. 遵守状況の確認フロー図



## 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

### 1. 各「遵守原則」の遵守状況の説明

#### 基本原則「1. 自律性の確保」

遵守原則 1-1 教育研究目的の明確化、理解の獲得

遵守状況	①「遵守」
遵守原則の遵守方法に係る説明	法人の中期計画には、所定の各事項が盛り込まれており、また策定プロセスにおいても各会議体での審議等必要なプロセスを経ている。また進捗管理についても、毎年レビューを行い、事業報告において公表するとともに、各事業年度の事業計画に反映することが定められている。

#### 基本原則「2. 公共性の確保」

遵守原則 2-1 有益な人材の育成

遵守状況	①「遵守」
遵守原則の遵守方法に係る説明	法人の建学の精神を踏まえ、中期計画を策定、それに基づいた事業計画、達成目標・行動指針等各種の方針を明確にしている。またIR活動の成果等も踏まえた自己点検・評価結果を教育活動の改善に繋げるべくPDCAを回している。

遵守原則 2-2 社会への貢献

遵守状況	①「遵守」
遵守原則の遵守方法に係る説明	社会の要請を踏まえ、社会・地域と連携し、その発展に貢献していく活動を積極的に行う環境を整えている。地元自治体とは密接に連携し信頼関係の醸成に努めている。

### 基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」

#### 遵守原則3-1 法令の遵守、社会貢献

遵守状況	①「遵守」
遵守原則の遵守方法に係る説明	監事監査規程を制定するとともに監事監査計画を策定し、これらに基づいた監事監査を実施する。監事は常勤1名、非常勤1名の2名体制としており、理事会・評議員会等の重要会議に出席し意見を述べるとともに、会計監査においては監査法人と連携している。

#### 遵守原則3-2 理事会による執行、監督機能の実質化、不正防止制度整備

遵守状況	①「遵守」
遵守原則の遵守方法に係る説明	理事会は重要執行案件に係るリスク評価・対応に関する審議を行う態勢としている。法令等の遵守に係る基本方針としての倫理綱領はじめ各種規程を整備、職務権限を明確化することにより、コンプライアンス違反が生じない体制を作り上げている。

#### 遵守原則3-3 積極的な情報公開

遵守状況	①「遵守」
遵守原則の遵守方法に係る説明	法令や文科省の指導に基づき、適切な情報公開を行なっている。公開する情報はホームページ「情報の公表」に集約し、グラフや図表・用語の説明等を加え、幅広いステークホルダーからの理解が得られるよう工夫している。

### 基本原則「4. 継続性の確保」

#### 遵守原則4-1 大学運営に係る諸制度の実質化、自律的な大学運営

遵守状況	①「遵守」
遵守原則の遵守方法に係る説明	諸規程により各種政策責任者の権限と責任を明示するとともに、理事会・評議員会・監事等の機関間および機関内の相互牽制を働かせている。理事・評議員への外部人材登用を積極的に行なっている。

#### 遵守原則4-2 財政基盤の安定化、経営基盤の強化

遵守状況	①「遵守」
遵守原則の遵守方法に係る説明	補助金や寄付金等、学納金以外の収入確保については、池袋の新キャンパス開校に向けた記念募金をはじめとして、積極的に行なっている。危機管理については、防災については消防計画書及びBCP、その他全般的リスクについては監事監査チェックリストによって確認を行なっている。

2. 追加事項

--